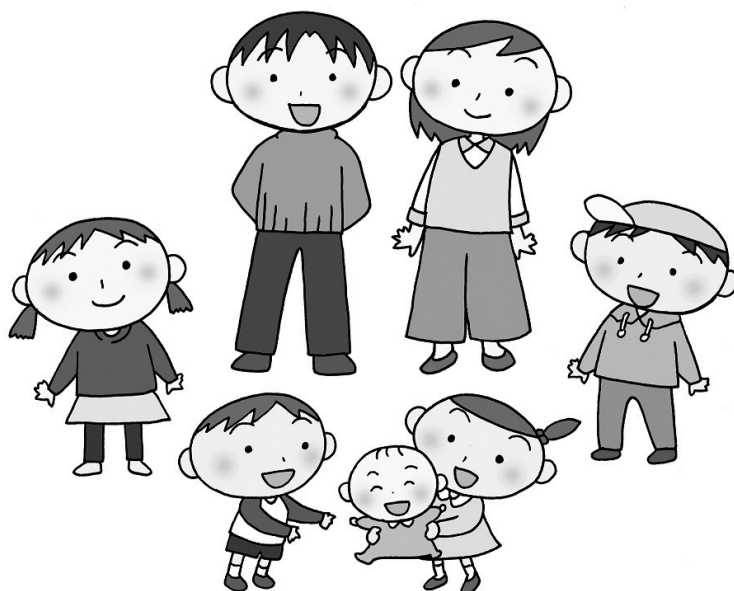


概要版

紀の川市

子ども・子育て支援事業計画

平成27年～平成31年度



平成27年3月

紀の川市

計画の概要

計画策定の趣旨

近年、我が国では、急速な少子・高齢化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続け、課題は複雑・多様化しています。

紀の川市においては、平成 22 年に策定した「紀の川市次世代育成支援行動計画(後期計画)」に基づき、事業・施策に取り組んできました。

教育・保育の具体的な提供体制の整備にあたっては、平成 22 年に「紀の川市公立保育所再編計画」を策定するなど、認定こども園の整備、預かり保育のあり方について継続的に検討を進めている状況です。

こうした背景を踏まえながら、本市における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「紀の川市 子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」をいう。)を策定しました。

計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中においても社会情勢の変化や子育て家庭のニーズ、または地域における開発等による人口変動に柔軟に対応するため、適宜計画の見直しをおこなうものとします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
次世代育成支援行動計画(後期計画)									策定	次期計画	
				策定	子ども・子育て支援事業計画						

計画の基本理念

次代を担う社会の宝である子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、健やかに育つことが、市民すべての願いであり、そのため、子育ての主体は家庭であることを前提としながらも、地域全体で子どもや子育てをあたたく見守り支えることが大切であるということを基本的認識とし、次の理念を掲げます。

みんなが元気
みんなが笑顔、地域で支える子育て支援

子ども・子育て支援新制度 平成 27 年度 4 月スタート！

子ども・子育て支援新制度とは、子どもが健やかに成長できる社会を目指し、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。

1. 「認定こども園」の普及 幼稚園と保育所のいいところをひとつに
2. 保育の場を増やし、待機児童を減らす 子育てしやすく、働きやすく
3. 子育て支援の量の拡充や質の向上 保護者への支援も
4. 子どもが減ってきている地域の子育て支援 地域の状況をふまえて

幼児教育・保育施設等へ市から給付をおこない、幼児期の質の高い教育・保育を「個人への給付」として保障します。

幼稚園、保育所に加えて認定こども園の普及など

さらに、**地域型保育** を新設（0歳～2歳のための保育を増やします。）

家庭的保育（保育ママ）・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援します。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| <u>地域子育て支援拠点</u> | — 親子交流、子育て相談の場 |
| <u>一時預かり</u> | — 急用、パート就労などに合わせて利用しやすく |
| <u>病児保育</u> | — 病中病後、体調不良児の保育 |
| <u>利用者支援</u> | — 利用しやすい情報提供・援助・相談 |
| <u>放課後児童クラブ</u> | — 増設と職員・施設・設備の質の向上 |

新制度利用について

<くわしくは制度案内パンフレットまたは子育て支援課におたずねください。>

- 保育所への入所要件緩和
フルタイム就労のほか、パートタイムやその他の事由が増えました。
- 保育の申請と認定
保育所利用を希望の場合は、市に申請して市から認定証が交付されます。
- 保育料のしくみ
原則として、保護者の所得に応じて保育料が定められます。

計画の基本目標と施策の展開

基本目標

1

親子の
すこやかな成長を支える
保健・医療体制づくり

2

子どもの心身の
健やかな成長を支える
教育環境の整備

3

家庭における
子育て支援の充実

施策の展開

①親子の健やかな成長を支える保健・医療体制づくり

1. 母子保健・医療体制の充実

妊娠、出産、母子の健康保持・増進など

2. 子どもの健康な心と
からだづくりの推進

食育、体力づくり、思春期保健対策など

②子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 子どもの生きる力を養う教育の充実

学力の向上、教育の充実など

2. 信頼される学校づくりの推進

不登校への対応、開かれた学校づくりなど

③家庭における子育て支援の充実

1. 仕事と家庭の調和の実現に向けた
支援の充実

学力の向上、教育の充実、保育サービスなど

2. 子育て相談・情報提供体制の整備と
仲間づくりの推進

子育て支援拠点事業など

3. 子育て家庭への経済的支援

児童手当、保育料、医療費など

4

子育て家庭にやさしい
生活環境の整備

5

地域における
子育て支援の充実

6

支援を必要とする
子どもや家庭への
支援の充実

④子育て家庭にやさしい生活環境の整備

1. 安全・安心で魅力ある生活環境の整備

遊び場づくり、居住環境の整備など

2. 子どもの安全対策と有害環境への対応

交通安全、犯罪、有害環境対策など

⑤地域における子育て支援の充実

1. 子育て支援ネットワークづくり

子育て支援ネットワークなど

2. 地域における
児童健全育成の取り組みの推進

居場所、地域資源を活用した取り組みなど

⑥支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

1. 児童虐待対策の充実

児童虐待相談窓口など

2. ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭医療費助成、児童扶養手当など

3. 発達の遅れや障害のある子どもへの
支援の充実

特別支援教育、障害福祉サービスなど

計画事業の量の見込みと提供体制

教育・保育提供区域

紀の川市では市域全体を「1 区域」と考え、教育・保育提供区域とします。

認定の区分

新制度では、3つの区分認定に応じて幼稚園や保育所などの施設等の利用先を決定。利用希望の場合に認定を受けます。

認定区分	提供施設
1号	3 - 5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ 幼稚園、認定こども園
2号	3 - 5歳、保育の必要性あり 保育所、認定こども園
3号	0 - 2歳、保育の必要性あり 保育所、認定こども園、地域型保育事業

教育・保育の量の見込み

平成 27 年度		1号	2号	3号
量の見込み(人)		168	1,366	540
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(人)	0	1,629	593
	確認を受けない幼稚園(人)	437	0	0
平成 28 年度		1号	2号	3号
量の見込み(人)		169	1,373	527
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(人)	1	1,629	593
	確認を受けない幼稚園(人)	436	0	0
平成 29 年度		1号	2号	3号
量の見込み(人)		163	1,325	516
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(人)	1	1,629	593
	確認を受けない幼稚園(人)	436	0	0
平成 30 年度		1号	2号	3号
量の見込み(人)		156	1,274	502
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(人)	1	1,629	593
	確認を受けない幼稚園(人)	436	0	0
平成 31 年度		1号	2号	3号
量の見込み(人)		152	1,240	490
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(人)	1	1,629	593
	確認を受けない幼稚園(人)	436	0	0

1号認定および2号認定においては、現提供量で見込み量をまかなうことができるため、現提供量の確保に努める。

3号認定において、近年、特に0歳児および1歳児の入所が増加傾向であるため、見込み量を上回る必要がある場合には、平成27年度に認可保育所での提供量を増加させ、確保に努める。なお、今後、認可保育所での対応だけで不可能になれば、地域型保育事業等の活用を行い、さらなる確保に努める。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	単位	見込み					
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
時間外保育事業（延長保育）	人	450	789	781	758	732	713
放課後児童健全育成事業	低学年	450	375	375	375	375	375
	高学年		85	85	85	85	85
子育て短期支援事業	人	30	50	50	50	50	50
地域子育て支援拠点事業	人日	11,000	10,111	9,841	9,607	9,337	9,113
一時預かり事業	幼稚園の預かり事業以外	人回	100	100	100	100	100
	一時預かり		8,500	8,600	8,640	8,335	8,007
病児保育事業	人日	10	20	20	20	20	20
ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）	人日	150	117	166	235	333	471
妊婦健康診査事業	人	450	406	397	386	377	366
乳児家庭全戸訪問事業	人	450	406	397	386	377	366
養育支援訪問事業	人	50	50	60	60	70	70
利用者支援	カ所	-	1	1	1	1	1

時間外保育事業（延長保育）、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業については、現提供量で見込み量をまかなえるよう、提供量の確保に努める。

放課後児童健全育成事業では、高学年も事業の対象となることから利用者の増加が見込まれるとともに、「放課後子ども総合プラン」との調整を図る必要があるため、提供量の確保に努める。

子育て短期支援事業のショートステイについては、実施を委託している施設数の空き定員を利用しているため、空きがなく利用できない場合もあり、トワイライトステイは未実施である。

病児保育事業については、岩出市と共同で実施しているファミリー・サポート・センター事業における病児保育に対応したスタッフ会員数の拡大や、利用者への周知を図りながら実施する。

妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業については、引き続き実施し、受診率、訪問率の向上に努める。

利用者支援事業については、すでに実施している地域子育て支援拠点事業の内容を強化する形で、平成27年度から実施する。

幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進

○現時点では、市内に認定こども園はありませんが、今後本市が直面している少子化による児童数の減少や市民のニーズ、公立幼稚園のあり方などを十分に検討し、平成29年度以降の認定こども園の設置を目指します。

計画の推進に向けて

本計画は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ、いきいきとした活力あるまちづくりを進めるにあたって、子育てを家庭や行政だけが担うのではなく、地域社会全体の課題であると捉えて取り組んでいくものです。

推進体制

1 計画の進捗状況の管理及び評価

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等さまざまな分野にわたっていることから、保健福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、庁内の推進体制として、子育て支援課において計画の進捗状況の管理及び定期的な評価をおこなうとともに、その結果を広く市民に公表し、透明性を図ります。

2 関係機関の連携

本計画の推進にあたっては、家庭・学校・地域・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら協力しあい、施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

さらに、子育て支援施策については、児童手当をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

3 地域の人材の確保と連携

市民の多様化する子育て支援ニーズに対応するため、保育士、教員など子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

4 社会経済情勢等に対応した計画の推進

本計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、経済・社会情勢、国の政策動向等、様々な状況の変化に柔軟に対応しながら着実な推進に努めます。

また、本計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応するため、必要に応じて適宜見直しをおこないます。

紀の川市 子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

平成 27 年 3 月

発行：紀の川市

編集：子育て支援課

和歌山県紀の川市西大井 338 番地

0736-77-2511（代表）